



福島医発第 0756 号

平成 27 年 6 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

労働基準法における法定労働時間の特例措置に関する議論
及び「職場意識改善助成金」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省労働基準局労働条件政策課より日本医師会宛に、「職場意識改善助成金」についての周知方依頼がなされた旨、別添のとおり通知が参りました。

労働基準法で定める法定労働時間は原則として週 40 時間とされていますが、保健衛生業など一部業種の常用労働者数 10 人未満の事業場においては、労働基準法施行規則による特例として週 44 時間が認められています。しかしながら、本年 2 月の労働政策審議会において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である旨建議されるなど、将来的に、特例措置を縮小する方向での改正が見込まれる状況にあるとのことです。参考までに、労働政策審議会の関係資料を添付いたします。

そこで今般、厚生労働省において、所定労働時間を短縮して週 40 時間以下とする取組を行う中小企業事業主を支援するため、「職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）」が設けられました。同助成金は、別添のリーフレットにある通り、外部専門家によるコンサルティングや就業規則・労使協定等の作成・変更等の取組を行い、「週所定労働時間を 2 時間以上短縮して、40 時間以下とした場合」に助成金が支給されるものです。予め「事業実施承認申請書」や「事業実施計画書」等の必要書類を都道府県労働基準局に提出し、事業実施の承認を受ける必要があります。なお、法定労働時間を超える時間外労働に対しては、労働基準法第 37 条に基づき、割増賃金を支払う必要があります。

つきましては、貴会におかれましても、労働基準法の法定労働時間の特例措置の改正の動きと併せて本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 6 月 5 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏

労働基準法における法定労働時間の特例措置に関する議論
及び「職場意識改善助成金」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省労働基準局労働条件政策課より本会宛に、「職場意識改善助成金」についての周知方依頼がありました。

労働基準法で定める法定労働時間は原則として週 40 時間とされていますが、保健衛生業など一部業種の常用労働者数 10 人未満の事業場においては、労働基準法施行規則による特例として週 44 時間が認められています。しかしながら、本年 2 月の労働政策審議会において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である旨建議されるなど、将来的に、特例措置を縮小する方向での改正が見込まれる状況にあるとのこと。参考までに、労働政策審議会の関係資料を添付いたします。

そこで今般、厚生労働省において、所定労働時間を短縮して週 40 時間以下とする取組を行う中小企業事業主を支援するため、「職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）」が設けられました。同助成金は、別添のリーフレットにある通り、外部専門家によるコンサルティングや就業規則・労使協定等の作成・変更等の取組を行い、「週所定労働時間を 2 時間以上短縮して、40 時間以下とした場合」に助成金が支給されるものです。予め「事業実施承認申請書」や「事業実施計画書」等の必要書類を都道府県労働基準局に提出し、事業実施の承認を受ける必要があります。なお、法定労働時間を超える時間外労働に対しては、労働基準法第 37 条に基づき、割増賃金を支払う必要があります。

つきましては、貴会におかれましても、労働基準法の法定労働時間の特例措置の改正の動きと併せて本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 5 月 29 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

職場意識改善助成金の周知について

厚生労働行政の推進につきまして、平素より格段の御理解と御協力を賜り、篤く御礼申し上げます。

さて、労働基準法で定める法定労働時間については、原則として週 40 時間となっておりますが、保健衛生業など一部業種の常用労働者数 10 人未満の事業場においては、労働基準法施行規則（厚生労働省令）による特例として、週 44 時間となっているところです。しかしながら、本年 2 月の労働政策審議会において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である旨が建議されるなど、将来的に、特例措置を縮小する方向での改正が見込まれるところです。

厚生労働省では、これら特例措置対象事業場において所定労働時間を短縮して週 40 時間以下とする取組を行う中小企業事業主を支援するため、平成 27 年度から、「職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）」を新設いたしました。

つきましては、同助成金の周知用リーフレットを作成いたしましたので、貴会におかれましても、管下会員等に対する周知に御活用いただきたくお願い申し上げます。

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による**所定労働時間の短縮**を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（**特例措置対象事業場**）、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する**中小企業事業主**

特例措置対象事業場の範囲

常時10人未満の労働者を使用する以下の①～④の業種の事業場が対象です。

- ①: **商業**(物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業)
- ②: **映画・演劇業**(映写、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く。)
- ③: **保健衛生業**(病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業)
- ④: **接客娯楽業**(旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業)

中小企業事業主の範囲 (AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。)

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など)

などの
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。



厚生労働省・都道府県労働局

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

3. 事業実施期間

事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）に取組を実施してください。

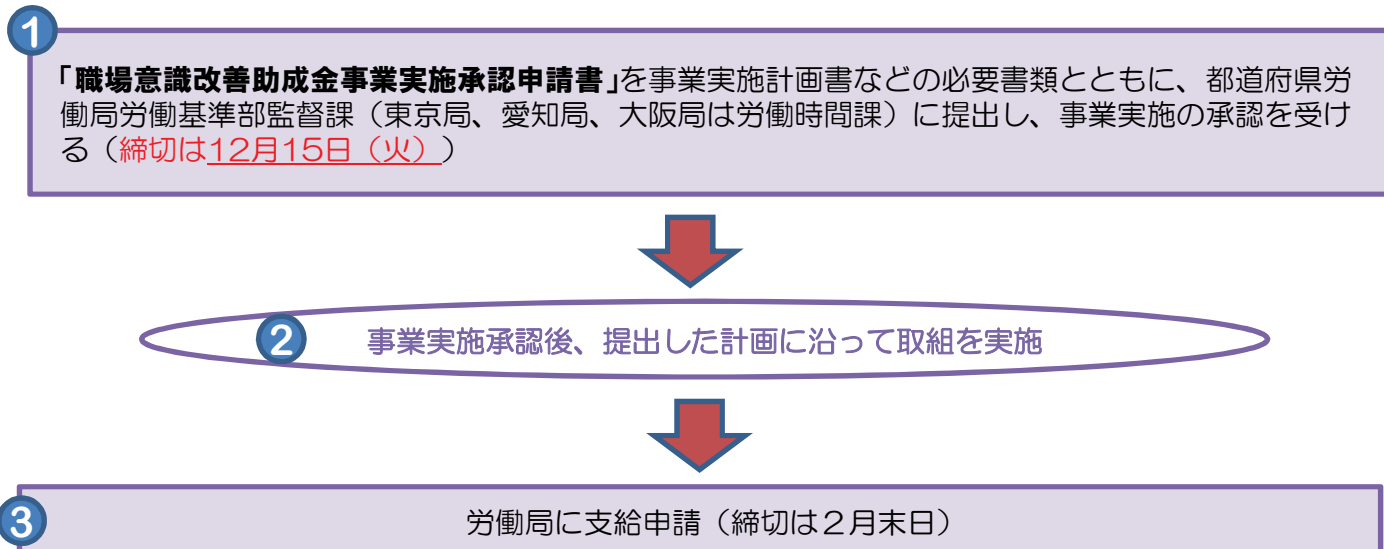
4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

I 労働時間の特例措置対象事業場について

平成26年10月28日第118回
労働条件分科会配付資料(抄)

○ 法定労働時間に関する特例措置(週44時間)については、特殊の必要性から設けられているものであるが、「およそ8割の事業場で所定労働時間が40時間以内であったことから、一律に原則である週40時間労働制にすべき」との指摘があった一方で、「週44時間に設定している特例措置対象事業場の割合は、平成17年度と平成25年度とでほぼ変化がない。求人等に不利であっても、変えることができない現実を考えるべき。まだ特例措置の存続と政策的支援が必要」との指摘があったが、これらの指摘を踏まえ、特例措置の解消を図ることについて、どう考えるか。また、業種によって状況が違うことについて、どう考えるか。

労働時間の特例措置対象事業場に関する現行規定①

<労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）>

（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

（労働時間及び休憩の特例）

第四十条 別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

② 前項の規定による別段の定めは、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

別表第一 （第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

十一 郵便、信書便又は電気通信の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

十五 焼却、清掃又はと畜場の事業

労働時間の特例措置対象事業場に関する現行規定②

＜労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）＞

第二十五条の二 使用者は、法別表第一第八号、第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間に
ついて四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

- ② 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使委員会における委員の五分の四以上の多数による決議及び労働時間等設定改善法第七条第一項の労働時間等設定改善委員会における委員の五分の四以上の多数による決議を含む。以下この条において同じ。）により、又は就業規則その他これに準ずるものにより、一箇月以内の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない定めをした場合においては、前項に規定する事業については同項の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において四十四時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させることができる。
- ③ 使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において、第一項に規定する事業については同項の規定にかかわらず、一週間において四十四時間又は一日において八時間を超えて、労働させることができる。
- 一 この項の規定による労働時間により労働させることとされる労働者の範囲
 - 二 清算期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。）
 - 三 清算期間における総労働時間
 - 四 標準となる一日の労働時間
 - 五 労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
 - 六 労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
- ④ 第一項に規定する事業については、法第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、前三項の規定は適用しない。

週48時間制から週40時間制への移行

			昭和62年法律改正	平成2年政令改正	平成5年政令改正	平成5年法律改正			現在
			昭和63年4月1日	平成3年4月1日	平成5年4月1日	平成6年4月1日	平成7年4月1日	平成9年4月1日	平成13年4月1日
1	製造業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	46	44	40	40
2	鉱業	301人以上	48	46	44	44	44	40	40
		300人～101人	48	46	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	46	44	40	40
3	建築業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	48	46	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	46	44	40	40
4	運輸交通業	301人以上	48	46	44	44	44	40	40
		300人～101人	48	46	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	46	44	40	40
5	貨物取扱業	301人以上	46	44	44	44	44	40	40
		300人～101人	46	44	44	44	44	40	40
		100人～31人	46	44	44	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	46	44	40	40
6	農林業	301人以上	46	44	44	40(※1)	40(※1)	40	40
		300人～101人	46	44	44	40(※1)	40(※1)	40	40
		100人～31人	46	44	44	40(※1)	40(※1)	40	40
		30人～10人	46	44	44	40(※1)	40(※1)	40	40
		9人以下	46	44	44	40(※1)	40(※1)	40	40
7	畜産・水産業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	40	40	40	40
		100人～31人	46	44	44	40	40	40	40
		30人～10人	46	44	44	40	40	40	40
		9人以下	46	44	44	40	40	40	40
8	商業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48(※2)	48	48	46(※3)	46	46	44
9	金融・広告業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	40	40	40	40
		100人～31人	46	44	44	40	40	40	40
		30人～10人	46	44	44	40	40	40	40
		9人以下	46	44	44	40	40	40	40
10	映画・演劇業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	40	40	40	40
		100人～31人	46	44	44	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48(※2)	48	48	46	46	46	44
11	通信業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	40	40	40	40
		100人～31人	46	44	44	40	40	40	40
		30人～10人	46	44	44	40	40	40	40
		9人以下	46	44	44	40	40	40	40
12	教育・研究業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	44	44	40	40
		100人～31人	46	44	44	44	44	40	40
		30人～10人	46	44	44	44	44	40	40
		9人以下	46	44	44	44	44	40	40
13	保健衛生業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	44	44	40	40
		100人～31人	46	44	44	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48(※2)	48	48	46	46	46	44
14	接客娯楽業	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	48	46	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48(※2)	48	48	46(※3)	46	46	44
15	清掃・と畜業	301人以上	48	46	44	44	44	40	40
		300人～101人	48	46	44	44	44	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	46	44	40	40
16	官公署	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	46	44	44	40	40	40	40
		100人～31人	46	44	44	40	40	40	40
		30人～10人	46	44	44	40	40	40	40
		9人以下	46	44	44	40	40	40	40
17	その他	301人以上	46	44	44	40	40	40	40
		300人～101人	48	46	44	40	40	40	40
		100人～31人	48	46	46	44	44	40	40
		30人～10人	48	46	46	44	44	40	40
		9人以下	48	46	46	44	44	40	40

※1: 林業については週44時間 ※2: 規模4人以下の事業場については週54時間 ※3: 規模4人以下の事業場については週48時間

表3 週所定労働時間別の事業場割合（特例措置対象事業場）

平成25年度労働時間等
実態総合調査結果

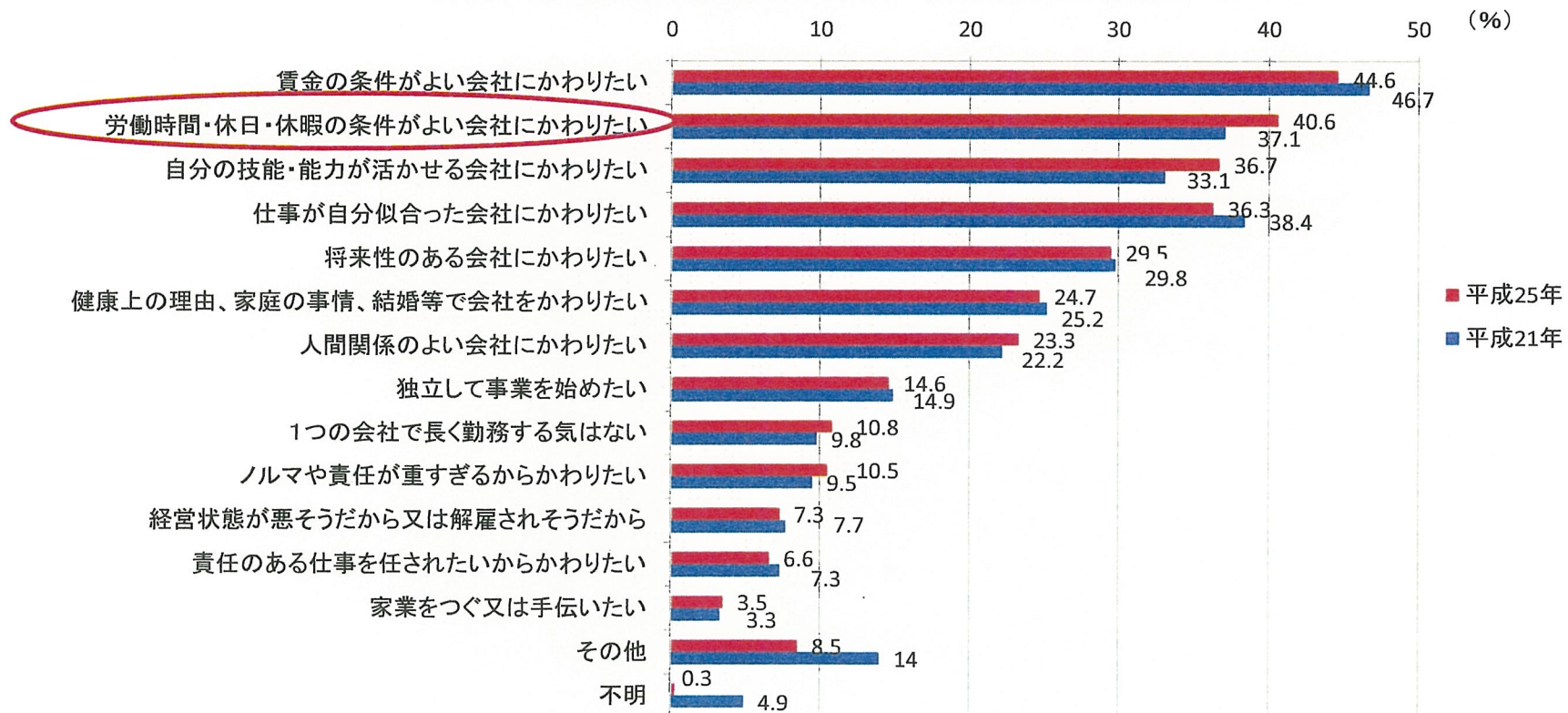
		44時間以下														44時間超					(%)
		合計	計	計	40時間以下					40時間 超～41 時間以下	41時間 超～42 時間以下	42時間 超～43 時間以下	43時間 超～44 時間以下	44時間	計	44時間 超～45 時間以下	45時間 超～46 時間以下	46時間 超～48 時間以下	48時間 超		
					35時間 以下	35時間 超～36 時間以下	36時間 超～37 時間以下	37時間 超～38 時間以下	38時間 超～39 時間以下											39時間 超～40 時間以下	
特例事業場計		100.0	97.8	79.7	21.6	1.5	2.1	8.6	9.0	36.9	0.6	3.8	1.5	12.3	10.9	2.2	0.9	0.1	1.2	0.1	
	(1～4人)	100.0	97.6	78.7	23.3	1.7	1.6	8.2	9.1	34.8	0.5	4.1	1.6	12.6	11.0	2.4	1.1	-	1.2	0.1	
	(5～9人)	100.0	98.4	82.0	16.8	0.8	3.5	9.5	8.7	42.7	0.6	2.9	1.2	11.6	10.8	1.6	0.3	0.2	1.1	0.0	
08商業		100.0	97.4	78.6	13.7	0.5	2.4	11.1	10.8	40.1	0.4	4.7	1.6	11.9	10.8	2.6	1.2	0.1	1.3	0.1	
	(1～4人)	100.0	97.1	77.8	15.3	0.6	2.1	10.9	10.7	38.2	0.5	5.3	1.7	11.9	10.8	2.9	1.5	-	1.2	0.1	
	(5～9人)	100.0	98.1	81.8	8.8	0.3	3.5	11.9	11.2	46.1	0.2	2.8	1.3	12.1	10.9	1.9	0.1	0.3	1.4	0.1	
	卸売業	100.0	98.7	87.4	10.5	0.9	6.8	14.6	17.0	37.6	0.9	2.2	0.9	7.3	7.3	1.3	-	0.4	0.9	-	
	(1～4人)	100.0	98.7	85.8	13.0	1.3	6.5	15.6	15.6	33.8	1.3	2.6	1.3	7.8	7.8	1.3	-	-	1.3	-	
	(5～9人)	100.0	98.8	91.3	5.0	-	7.5	12.5	20.0	46.3	-	1.3	-	6.3	6.3	1.3	-	1.3	-	-	
	小売業	100.0	96.7	79.2	14.8	-	0.5	11.4	9.4	43.1	-	5.4	1.4	10.7	9.5	3.3	1.8	-	1.4	-	
	(1～4人)	100.0	96.3	79.0	16.0	-	-	11.1	9.9	42.0	-	6.2	1.2	9.9	8.6	3.7	2.5	-	1.2	-	
	(5～9人)	100.0	98.0	79.8	11.1	-	2.0	12.1	8.1	46.5	-	3.0	2.0	13.1	12.1	2.0	-	-	2.0	-	
	理美容業	100.0	97.6	45.0	13.1	1.0	1.1	3.2	4.3	22.3	2.4	9.7	4.4	36.1	31.9	2.4	0.1	-	1.1	1.1	
	(1～4人)	100.0	97.7	44.7	13.8	1.1	1.1	3.4	4.6	20.7	2.3	10.3	4.6	35.6	32.2	2.3	-	-	1.1	1.1	
	(5～9人)	100.0	96.9	45.9	8.2	-	1.0	1.0	2.0	33.7	3.1	5.1	3.1	39.8	29.6	3.1	1.0	-	1.0	1.0	
	その他の商業	100.0	97.6	89.7	15.2	1.6	4.4	10.7	11.8	46.0	-	1.7	1.0	5.2	5.0	2.4	1.0	-	1.4	-	
	(1～4人)	100.0	97.6	90.3	17.1	1.2	4.9	9.8	12.2	45.1	-	1.2	1.2	4.9	4.9	2.4	1.2	-	1.2	-	
	(5～9人)	100.0	97.8	86.8	5.5	3.3	2.2	15.4	9.9	50.5	-	4.4	-	6.6	5.5	2.2	-	-	2.2	-	
10映画・演劇業（注）		100.0	99.5	81.9	30.4	0.5	2.0	4.8	5.3	38.9	2.0	7.3	1.4	6.8	6.3	0.5	-	-	0.5	-	
	(1～4人)	100.0	100.0	88.5	34.6	-	1.9	5.8	5.8	40.4	1.9	7.7	1.9	-	-	-	-	-	-	-	
	(5～9人)	100.0	98.0	63.2	18.4	2.0	2.0	4.1	34.7	2.0	6.1	-	-	26.5	24.5	2.0	-	-	2.0	-	
13保健衛生業		100.0	99.3	79.4	24.2	3.5	3.2	6.1	9.4	33.0	2.4	4.6	4.1	8.9	7.1	0.7	0.5	0.0	-	0.2	
	(1～4人)	100.0	98.8	76.7	29.0	4.7	1.0	4.0	9.9	28.1	1.9	4.8	5.7	9.6	6.8	1.2	0.9	-	-	0.3	
	(5～9人)	100.0	100.0	82.7	17.8	2.0	6.0	8.9	8.6	39.4	3.0	4.3	2.0	7.9	7.6	0.0	-	0.0	-	-	
	医療保健業	100.0	99.3	74.0	26.0	4.6	4.1	6.6	9.6	23.1	3.1	5.8	5.3	11.0	8.9	0.7	0.7	-	-	-	
	(1～4人)	100.0	98.8	70.8	30.5	6.1	1.2	3.7	9.8	19.5	2.4	6.1	7.3	12.2	8.5	1.2	1.2	-	-	-	
	(5～9人)	100.0	100.0	78.7	20.0	2.7	8.0	10.7	9.3	28.0	4.0	5.3	2.7	9.3	9.3	-	-	-	-	-	
	社会福祉施設	100.0	99.3	96.9	15.6	-	-	4.7	8.8	67.8	-	0.6	-	1.8	1.2	0.7	-	-	-	0.7	
	(1～4人)	100.0	98.6	98.5	20.0	-	-	5.7	11.4	61.4	-	-	-	-	-	1.4	-	-	-	1.4	
	(5～9人)	100.0	100.0	95.2	11.0	-	-	3.7	6.1	74.4	-	1.2	-	3.7	2.4	-	-	-	-	-	
	その他の保健衛生業	100.0	99.6	88.7	40.1	0.7	3.3	3.2	8.0	33.4	-	3.6	1.5	5.8	5.8	0.4	-	0.4	-	-	
	(1～4人)	100.0	100.0	88.4	46.4	-	2.9	1.4	5.8	31.9	-	4.3	1.4	5.8	5.8	-	-	-	-	-	
	(5～9人)	100.0	98.5	89.6	20.6	2.9	4.4	8.8	14.7	38.2	-	1.5	1.5	5.9	5.9	1.5	-	1.5	-	-	
14接客娯楽業		100.0	98.3	82.2	43.6	3.4	0.4	2.2	3.5	29.1	-	0.8	0.1	15.3	13.3	1.7	0.3	-	1.3	0.1	
	(1～4人)	100.0	98.5	82.1	44.8	4.1	0.2	2.0	4.1	26.9	-	0.4	0.1	15.9	13.2	1.5	-	-	1.4	0.1	
	(5～9人)	100.0	97.7	82.3	39.6	1.3	1.1	2.9	1.6	35.8	-	1.9	0.1	13.5	13.3	2.3	1.2	-	1.1	-	
	旅館業	100.0	99.6	85.3	53.2	4.9	-	3.8	1.3	22.1	-	3.3	0.4	10.7	10.7	0.4	0.4	-	-	-	
	(1～4人)	100.0	100.0	88.3	61.0	6.5	-	3.9	1.3	15.6	-	2.6	-	9.1	9.1	-	-	-	-	-	
	(5～9人)	100.0	98.8	78.0	34.1	1.2	-	3.7	1.2	37.8	-	4.9	1.2	14.6	14.6	1.2	1.2	-	-	-	
	飲食店	100.0	98.3	81.7	44.3	3.5	0.3	1.7	3.5	28.4	-	0.3	-	16.3	14.1	1.7	0.3	-	1.4	-	
	(1～4人)	100.0	98.6	81.7	45.1	4.2	-	1.4	4.2	26.8	-	-	-	16.9	14.1	1.4	-	-	1.4	-	
	(5～9人)	100.0	97.4	81.9	41.6	1.3	1.3	2.6	1.3	33.8	-	1.3	-	14.3	14.3	2.6	1.3	-	1.3	-	
	その他の接客娯楽業	100.0	97.3	84.9	28.2	0.4	1.8	7.1	4.9	42.5	-	4.4	0.9	7.1	4.9	2.7	-	-	1.8	0.9	
	(1～4人)	100.0	96.1	82.9	28.9	-	2.6	7.9	5.3	38.2	-	3.9	1.3	7.9	5.3	3.9	-	-	2.6	1.3	
	(5～9人)	100.0	100.0	89.3	26.7	1.3	-	5.3	4.0	52.0	-	5.3	-	5.3	4.0	-	-	-	-	-	

（注）映画の製作の事業を除く。

若年正社員の転職希望理由

○ 現在の会社から定年前に転職したいと思っている若年正社員について、転職しようと思う理由(複数回答)をみると、「賃金の条件がよい会社にかわりたい」が44.6%、「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」が40.6%と高くなっている。

転職しようと思う理由別若年正社員割合(複数回答)



注) 定年前に転職したいと思っている若年正社員(15~34歳)を100とした割合。若年正社員全体に占める定年前に転職したいと思っている若年正社員の割合は25.7%(平成21年24.9%)。

資料出所)厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査」